

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月7日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第8号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(道路の使用許可)</p> <p>第23条 法第77条第1項第4号の規定により、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第6号、第7号及び第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定により行うことができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路においてロボット、<u>移動に用いる用具等</u>の実証実験を行うこと。</p>	<p>(道路の使用許可)</p> <p>第23条 法第77条第1項第4号の規定により、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない行為は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6号、第7号及び第9号に掲げる行為にあつては、公職選挙法の規定により行うことができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験、<u>人の移動の用に供するロボットの</u>実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験を行うこと。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。